

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

平成12年6月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震における対応や平成19年10月の内閣府告示による指定地方行政機関の変更等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

平成20年8月8日

3. 修正の要旨

(1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について

内閣府告示による指定地方行政機関の変更(防衛施設局から地方防衛局)を踏まえ、指定地方行政機関の定義の変更を行った。

原子力災害対策特別措置法施行規則の改正により、原子力防災資機材の変更(蛍光ガラス線量計の追記)を行った。

新潟県中越沖地震における対応を踏まえ、以下の変更を行った。

- ・ 社内の組織改編(防災安全部設置)に伴う見直し
- ・ 緊急時用電話に「各中央制御室から消防署への直通電話回線(1回線)」を追記
- ・ 動力消防ポンプ設備として「化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車」を明記

(2) 柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」について

固体廃棄物貯蔵庫増設に伴う、災害時の集合場所の見直し並びに発電所敷地内の退避場所と集合場所の記載名称の変更を行った。

以上